

## 外字をどうする？

各種証明書や連絡案内文書の印刷などで苦労するのが、氏名で使われる外字です。校務支援システムで外字ファイルが配布されますが、共通の外字ファイルを登録しないと共有データが扱えません。

### 外字と元号が日本のデジタル化を遅らせる

これは行政機関がどこも抱える問題です。そこで以前より、国を挙げて外字の問題は取り組まれてきました。総務省も電子申請で扱える漢字は、JIS 第1水準、第2水準のみで、環境依存文字（JIS 第3水準漢字、第4水準漢字）は扱わないとしています。電子行政分野でのオープンな利用環境整備に向けたアクションプランとして、情報共有基盤 IMI (Infrastructure for Multilayer Interoperability) が設けられ、データに用いる文字や用語が整理されつつあります。



文字情報基盤の対象

### 自動車免許証、マイナンバーカードは、標準字体

住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成21年法律第77号）附則第3条により、その多くが正字等に置き換えられています。電子申請やwebページへの掲載など、個別の外字は使われなくなっており、自動車免許証やマイナンバーカードでも標準字体を使うようになっていきます。外字使用者については、本人や保護者の理解を得て、標準字体を使うようにしてはいかがでしょうか。

スクールプロ操作など、分からない時はご連絡ください。



NPO 法人みやざき教育支援協議会

tel/fax

**0985-41-4451**

3515 宮崎市原町 2-22 宮崎県福祉総合センター内ボランティアセンター 気付

電話受付 13:00～17:00

Mail [info@npomesc.jp](mailto:info@npomesc.jp)